

2014(平成26)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

民法

(120分, 総点150点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙を含めて4ページで、問題は3問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第1問

Bは甲土地の所有者Aに対して、「今すぐ甲土地を自分に売ってくれば他に高く転売できる当てがある。あなたへの売買代金はその転売後に、転売利益を上乗せして支払う」と言葉巧みに欺罔して甲土地を買い受け、移転登記を行った。その後Bからの代金支払はなされず連絡もないので、AはBに騙されたことに気づき、売買契約を詐欺を理由に取り消す旨をBに伝えた。それを受けたBは急いで甲土地をCに転売して移転登記もなされた。AはCから甲土地を取り戻したい。以下の問いに答えなさい。

- (1) 判例は、このような場合に、原則として、AはCから取り戻しはできないものと解しているが、それはどのような考え方によるのだろうか。 (20点)
- (2) 判例は、例外的にAが取り戻しうる場合があるものと解している。それはどのような場合か、設例に即して、具体例を示して答えなさい。 (15点)
- (3) 学説の中には、このような場合には民法94条2項を類推適用すべきであると説く見解が有力である。どのような考え方なのか説明しなさい。また、そのような構成が有力に説かれているのは、どのようなメリットがあるからだろうか。設例に即して、具体例を示して説明しなさい。 (15点)

第2問

Yは、平成2年に、本件ビル（地上4階、地下1階建て）を所有するAからこのビルの地下1階のスペースを、賃借期間5年、期間満了時に当事者からの申し出のないときは賃貸借は更新され、次の賃借期間は5年とするという条件で賃借し、蕎麦屋を営んできた。Yは、店舗が地下にあるので、店舗の所在を示すために、Aの承諾を得て本件ビルの1階部分の壁および地下に下りる階段付近に蕎麦屋の看板を掲げ、また陳列台などを設置していた。

平成10年に、Aから本件ビルを買い受け所有権移転登記を済ませたXが、Yに対して、本件ビルの地下1階部分の明け渡しを請求するとともに、同1階部分に設置されたYの蕎麦屋の看板などの撤去を求めた。

この売買契約に際して、Aは、本件ビルの地下1階を上記の条件でYに賃貸していること、ビルの1階付近にはYのための看板、陳列台などがあることをXに告げていた。Yは、本件ビルの所有者が変わる前後を通じて、賃料の支払いは契約に定められた通りに行っており、賃料の延滞は一度もなかった。また、本件看板などが本件ビルの1階部分にあることによって、Xによる本件ビルの使用に支障が生じることもない。

- (1) XのYに対する本件ビルの地下1階部分の明け渡し請求は認められるか。 (20点)
- (2) XのYに対する本件看板などの撤去請求は認められるか。 (30点)

第3問

以下の各問いに答えなさい。なお、1と2は独立した問題である。

1 離婚に関する有責主義と破綻主義について、その内容を説明しなさい。また、その点について民法はどのような考え方を採用しているか、判例の状況はどうか、説明しなさい。(25点)

2 個人実業家のAは、妻Bとともに30年以上にわたり事業を営んできた。A・B間には3人の子(C・D・E)がおり、3人ともすでに成人している。Cは、Fと婚姻し、A・Bと同居してその家業を手伝っている。C・F間には子G・Hがいる。Dは、貿易会社に勤務し、海外での生活が長く、現在も海外に住んでいる。Dは独身である。Eは、Iと婚姻し、2人の子(J・K)をもうけ、会社勤めをしていたが、5年前に原因不明の病にかかりすでに死亡している。

平成25年7月にAが死亡した。Aの資産状態は、これまでの経営努力にもかかわらず、積極財産と消極財産が拮抗している状態であった。Aは、自己の遺産の相続について、全財産をCに相続させるという内容の遺言をしていた。Aの死亡を知ったDは、遺産相続につき、相続の放棄をする旨家庭裁判所に申述した。他の相続人は、相続について特に何も述べることなく、Aの死亡を知った時から3カ月が経過した。

以上の事実関係のもとで、

(1) Aの遺産の相続人は誰であるか。根拠条文を示すなど、簡単な理由を付して答えなさい。(10点)

(2) (1)にあげた各相続人の遺留分を、遺産全体を1として、それぞれ分数で示しなさい。根拠条文を示すなど、簡単な理由を付して答えなさい。(15点)